

●香川県監査委員公表第3号

平成22年1月4日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年3月2日

香川県監査委員 宮本 欣貞
同 都村 尚志
同 鍋嶋 明人
同 仲山 省三

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 矢野 輝雄

2 請求書の提出

平成22年1月4日（請求書の日付は平成21年12月27日）

3 請求の内容

別紙事実証明書（①チェコ、デンマーク、フィンランド12日間出張旅費に係る「執行伺兼支出命令書」写し9人分、②JTB中国四国・高松支店作成の旅行代金内訳書写し）記載の通り、氏名不詳の香川県職員は、平成21年10月23日に別紙事実証明書（執行伺兼支出命令書写し）記載の公金を必要もないのに違法又は不当に支出した事実が認められる。香川県知事は、日頃から香川県財政は、「未曾有の財政危機」にあると述べており、本件チェコ、デンマーク、フィンランドへの出張は必須のものではないのであって、公金約800万円も使って、9人の多数の公務員と一緒に出張する必要はないのである。若し仮に、必須の理由により出張が必要な場合であっても、1名が出張すれば足りるのであって、9人の多数の出張は必要のないものである。他の自治体においても、議員の海外視察は、財政難や住民からの非難を受けて海外視察を取り止める議会が増えており、全国都道府県議長会主催の海外視察も今年から廃止されているのである。香川県知事のいう「未曾有の財政危機」の中にあって、県内の企業も深刻な不況で、企業倒産や雇用不安が増大している中で、住民感情を逆なでする不要な本件海外旅行は許されないのである。議員以外の職員に係る本件出張旅費も不要であることは言うまでもない。

本件海外出張旅費に係る公金支出は、必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする同法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法第4条第1項の各規定に違反するものであって、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものである。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の海外出張旅費に係る違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該支出に係る損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

（別紙事実証明書省略）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成22年1月8日にこれを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。」（以上原文のとおり）として、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めるが、本件請求は、次の理由により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

2 知事に地方自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由（個別外部監査契約に基づく監査によることを相当としない理由）

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

本件請求は、香川県議会議員（以下「議員」という。）及び香川県議会事務局職員（以下「議会事務局職員」という。）の海外出張に係る公金支出に関するものであり、その違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられる。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

香川県議会北欧視察団（以下「県議会北欧視察団」という。）である議員及び議会事務局職員の海外出張旅費（議員に対する地方自治法第203条第2項に規定する費用の弁償（以下「費用弁償」という。）及び議会事務局職員に対する同法第204条第1項に規定する旅費（以下「旅費」という。）をいう。以下同じ。）に係る支出が違法な公金支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年1月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査して、次の事項を確認した。

（1）県議会北欧視察団について

県議会北欧視察団は、議員8名で構成され、同視察団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員1名が随行している。

同視察の内容については、香川県議会議長に提出した「香川県議会北欧視察報告書」に詳

細に記載されており、以下、同報告書に基づき調査を行った。

県議会北欧視察団は、訪問各国における経済政策、交通政策、教育政策及び福祉政策の現状や取組状況を視察し、県の施策推進に寄与することを目的として、平成21年10月26日から11月6日までの12日間の日程で、チェコ共和国（以下「チェコ」という。）、デンマーク王国（以下「デンマーク」という。）及びフィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）を視察している。

視察は、別表「県議会北欧視察団の主な日程」のとおり実施されている。

上記報告書によれば、最初の訪問国チェコでは、コリン市において、TPCA（トヨタ・プロジェクト・シトロエン自動車）を視察し、日系企業の海外進出の実態、企業誘致のための優遇政策等についての調査が行われている。また、プラハ市において同市都市計画局を訪問し、世界遺産に登録されているプラハ歴史地区の現状と課題について説明を受けた後、同地区的都市計画や都市保存の実態についての視察が行われている。

次の訪問国デンマークでは、瀬戸大橋と姉妹橋縁組を結んでいるオーレスン橋を視察し、電車とバスに乗車し、鉄道、陸路の交通機関によるデンマークとスウェーデン王国（以下「スウェーデン」という。）間の移動を体験するとともに、デンマークのコペンハーゲン市とスウェーデンのマルメ市を中心とした両国の交流・連携の実態や新たに創出された経済圏の現状について、説明を受けている。

また、コペンハーゲン市で、新設4年目のオーレスタッド高校を視察し、原則として入試がなく、授業料等が無料とされているデンマークの高校教育の現状について調査が行われている。

最後の訪問国であるフィンランドでは、ヘルシンキ市においてフィンランド国家教育委員会を訪問し、フィンランドの教育現場で用いられている手法や方針等について説明を受けるとともに、ラハティ市において、ラハデン・リュセオ中等部を訪問し、学力世界一と言われるフィンランドの教育の実態を調査するとともに、地理や家庭科、技術科の授業の見学が行われている。

また、ヘルシンキ市において、ヘルシンキ社会福祉市民相談センターを訪問し、フィンランドにおける高齢者福祉、生活保護、児童福祉等の各種制度の概要について説明を受けた後、同センターに併設されているカンピ高齢者サービスセンターを視察し、利用者の実態やボランティアの活動状況等についての調査が行われている。

さらに、クスター・カルタノ高齢者センターを訪問し、施設の組織や活動状況、介護の質を向上させるための独自の技術などについて説明を受けるとともに、認知症対象病棟、長期療養棟、デイサービスの各部門におけるケアの実態について見学が行われている。

（2）議員及び議会事務局職員の派遣の手続について

議員の海外行政視察等の派遣については、地方自治法第100条第13項及び香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条第1項の規定に基づき実施されているところである。これらの規定においては、議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、議会の議決で決定することにより、議員を派遣することができることとされており、県議会北欧視察団については、平成21年9月香川県議会定例会会議録によると、同年10月8日に開催された同議会本会議において、「香川県議会北欧視察団の件」として、議員8名の本件海外派遣について議決され、

派遣を決定している。

議会事務局職員の外国旅行を命じ、その復命を受けることについては、香川県議会事務局規程（平成17年香川県議会訓令第1号）第7条第1項第8号に基づき、議会事務局長の専決事項とされているところである。8名の議員が県議会北欧視察団として派遣されるのに伴い、議会事務局長は、本件海外派遣の実施に関する連絡調整及び関係者間との協議・調整等の事務を行うため、議会事務局職員1名に対して本件外国旅行を命じている。

本件海外出張終了後の平成21年11月13日、議員8名及び議会事務局職員1名は、県議会北欧視察団に関する報告書を議長に提出し、公務旅行の復命が行われている。報告書は、復命書及び「香川県議会北欧視察報告書」などにより構成され、日程や視察、説明・質疑の内容等が記載されるとともに、総括の中で「今回の視察において、訪問各国における経済政策、交通政策、教育政策及び福祉政策の現状や取り組み状況を直接見聞したことは、これから議会活動に大いに役立つものであると考えられる。これらの貴重な知識・経験は、県政のあるべき姿や課題の解決策を検討する際に参考となるものであり、今後の県政に是非とも反映させてまいりたいと考えている。」と記載されている。

（3）議員の費用弁償及び議会事務局職員の旅費の支出手続について

①費用弁償及び旅費の支出の根拠となる法令等

議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号。以下「議員報酬等支給条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により支給され、また、外国旅行の旅費については、当分の間、同条第2項の規定により、国家公務員の例により支給することとされている。

また、旅費の事務処理については、旅費条例等に基づき、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費の事務処理に関し必要な事項を定めた香川県の旅費事務処理要領（平成10年4月1日施行。以下「旅費事務要領」という。）の6により、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）第31条から第35条まで、第39条、第39条の2及び附則第6項の規定並びに国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第16条から第19条までの規定を適用し、計算するものとされており、旅費法第34条の規定により航空賃、旅費法第35条の規定により日当、宿泊料及び食卓料、旅費法第39条の規定により支度料並びに旅費法第39条の2の規定により旅行雑費が支給されることとされている。

香川県職員の外国旅行の旅費については、旅費条例第26条の規定により、外国旅行の旅費については、当分の間、国家公務員の例により支給することとされ、また、旅費の事務処理についても、旅費事務要領の6により、議員と同じ規定に基づき、航空賃、日当、宿泊料及び食卓料、支度料並びに旅行雑費が支給されることとされている。

なお、海外出張の出発・到着地である空港との往復費用については、議員については自宅を基準として議員報酬等支給条例第3条第1項の規定に基づき、旅費条例の適用を受ける職員の例により費用弁償が支給され、香川県職員については勤務地を基準として、旅費条例の規定に基づき旅費が支給されることとされている。

②費用弁償及び旅費の支出手続とその支出額

海外出張旅費の支出事務については、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第3条第1項により、知事から議会事務局長に権限が委任され、さらに、支出負担行為及び支出命令については、香川県議会事務局規程第7条第3項第1号に基づき、香川県議会事務局総務課長（香川県議会事務局次長が事務取扱）の専決事項とされている。

本件海外出張旅費の算定に際し、香川県議会事務局では旅行会社3社の見積書を比較し最も安価であった旅行会社（株式会社JTB中国四国 高松支店）の見積りを採用している。

本件海外出張旅費については、香川県議会事務局において、旅費事務要領に基づく概算払の手続きが行われ、上記旅行会社の見積書と「①費用弁償及び旅費の支出の根拠となる法令等」に基づき積算した算定額を比較し、低い方の額による執行伺兼支出命令書により、所定の決裁及び出納局の審査を経て、平成21年10月23日、議員8名の費用弁償総額7,271,412円、議会事務局職員1名の旅費697,520円が支出されている。

また、本件海外出張終了後の同年11月17日、議員8名及び議会事務局職員1名について、旅費事務要領に基づき精算確認が行われている。

2 監査委員の判断

請求人は、本件支出は必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする同法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の各規定に違反するものと主張しているが、これらの各規定は、いずれも地方公共団体や地方財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、これらの各規定に基づく裁量行為については広く裁量の幅があるものと解され、その裁量が著しく合理性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると考えられる。

議会は、法律又は条例で定められた事件についての議決や選挙等についての権限を有し、必要な限度で広範な権能があるとされているところである。議会の裁量権に関して最高裁判所は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することもできる」（最高裁判所昭和63年3月10日判決）と判示し、また、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができるが、右裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときには、議会による議員派遣の決定が違法となる場合のあることは、当裁判所の判決の示すところである」（最高裁判所平成9年9月30日判決）と判示しているところである。

確認した事実関係に基づき上記判決に照らしてみると、本件議員の海外派遣は、訪問各国における経済政策、交通政策、教育政策及び福祉政策の現状や取組状況を観察し、県の施策推進に寄与することを目的とした公務旅行と位置付け、加えて、積極的な議会活動を展開するために必要な議員活動の一環であるとして、県議会の議決を経て決定し参加しているところであり、本件海外派遣が県議会の裁量権の範囲を逸脱又は濫用しているとはいえないものと認められる。

議会事務局職員の外国旅行については、「第5 監査の結果 1 事実関係の確認」のとおり、議会事務局長が、議員の本件海外派遣の実施に関する連絡調整及び関係者間との協議・調整等の

事務を行うための随行が必要であるとして、所定の手続きを経て命じたものであると認められ、その裁量権の範囲を逸脱又は濫用しているとはいえないものと認められる。

また、本件海外出張旅費の支出事務については、前述したとおり、関係法令等に基づき適正に積算及び支出が行われており、議会事務局長が財務会計上の義務に違反して公金を支出したとは認められない。

以上のことから、本件県議会北欧視察団である議員及び議会事務局職員の海外出張旅費に係る公金支出は、正当な手続によって行われ、適正に積算された経費で、かつ、海外出張の目的を果たしているものと認められ、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反し、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものとは認められず、「香川県監査委員が、上記の海外出張に係る違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該支出に係る損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」という請求人の主張には理由がないものと判断する。

別表

県議会北欧視察団の主な日程

月 日 (曜日)	発着地・滞在地	内 容
10月26日 (月)	高松発 関西空港着 関西空港発 ヘルシンキ着 ヘルシンキ発 プラハ着	(プラハ泊)
10月27日 (火)	プラハ	・ T P C A (トヨタ自動車) 視察 ・ プラハ市都市計画局訪問 (プラハ泊)
10月28日 (水)	プラハ	プラハ歴史地区視察 (プラハ泊)
10月29日 (木)	プラハ発 ヘルシンキ着 ヘルシンキ発 コペンハーゲン着	(コペンハーゲン泊)
10月30日 (金)	コペンハーゲン	・ オアスン地域視察 ・ オーレスン橋公園訪問 ・ 学校現場 (高校) 視察 (コペンハーゲン泊)
10月31日 (土)	コペンハーゲン	コペンハーゲン市内視察 (コペンハーゲン泊)
11月 1日 (日)	コペンハーゲン発 ヘルシンキ着	ヘルシンキ市内視察 (ヘルシンキ泊)
11月 2日 (月)	ヘルシンキ	・ 国家教育委員会訪問 ・ 学校現場視察 (ラハティ市) (ヘルシンキ泊)
11月 3日 (火)	ヘルシンキ	・ 福祉政策レクチャー (ヘルシンキ市社会福祉サービス課) (カンピ高齢者サービスセンター) (ヘルシンキ泊)
11月 4日 (水)	ヘルシンキ	・ 高齢者福祉施設訪問 (クスター・カルタノ高齢者センター) (ヘルシンキ泊)
11月 5日 (木)	ヘルシンキ発	(機中泊)
	関西空港着	

11月 6 日 (金)

関西空港発
高松着